

## ４．芥川特定都市河川の取組状況

淀川河川事務所・大阪府・高槻市  
・京都府・京都市



## 芥川特定都市河川指定の告示文

- 特定都市河川浸水被害対策法に基づき、淀川水系芥川等の計6河川を特定都市河川に指定。  
(令和7年6月20日 官報第1490号)

## ○国土交通省告示第四百七十二号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第三条第一項及び第三項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定する。同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。

令和七年六月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

名称 芥川特定都市河川流域

区域 京都市、大阪府高槻市のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域  
(図面省略)

その関係図面は、近畿地方整備局及び淀川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

別表 芥川特定都市河川

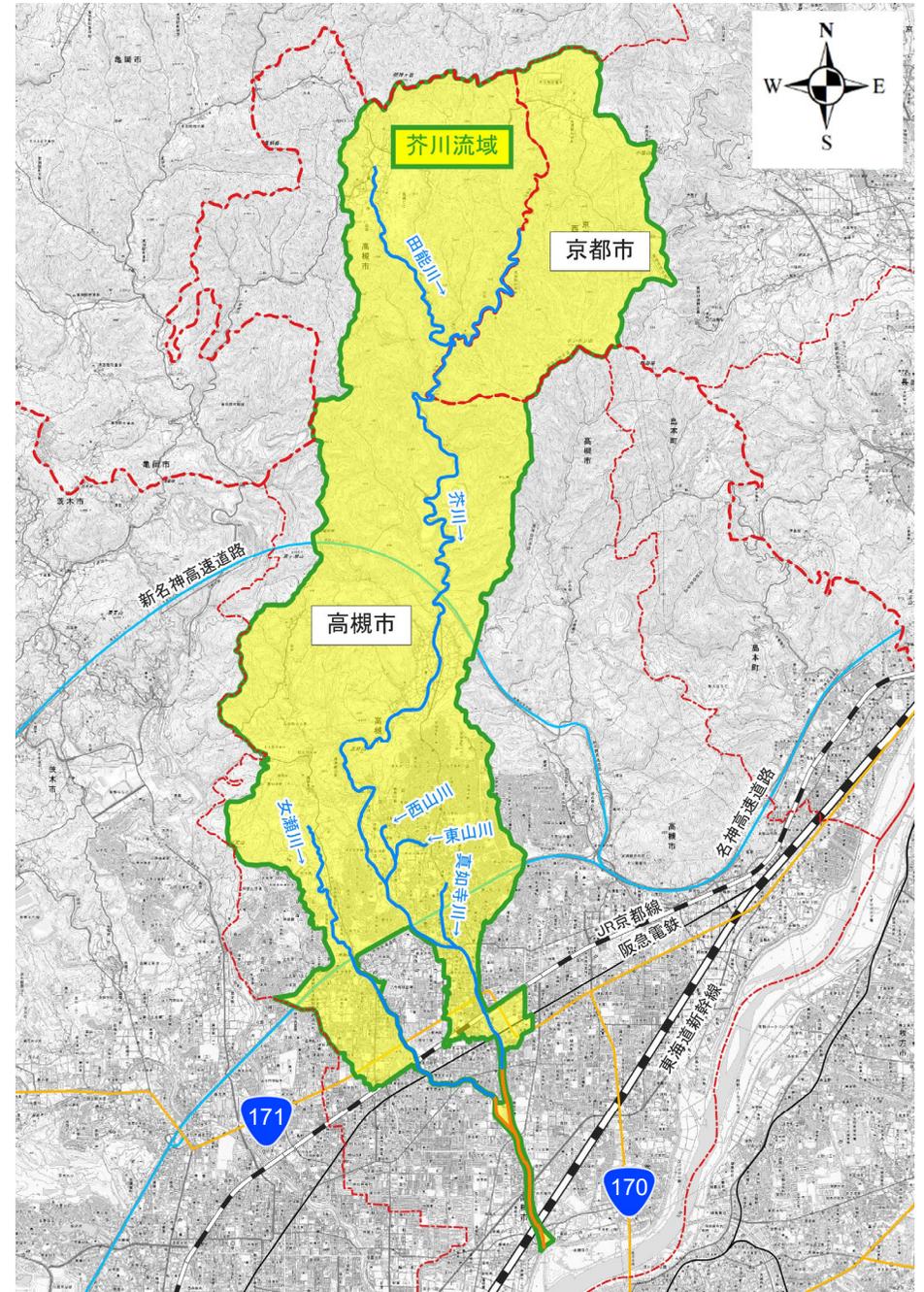
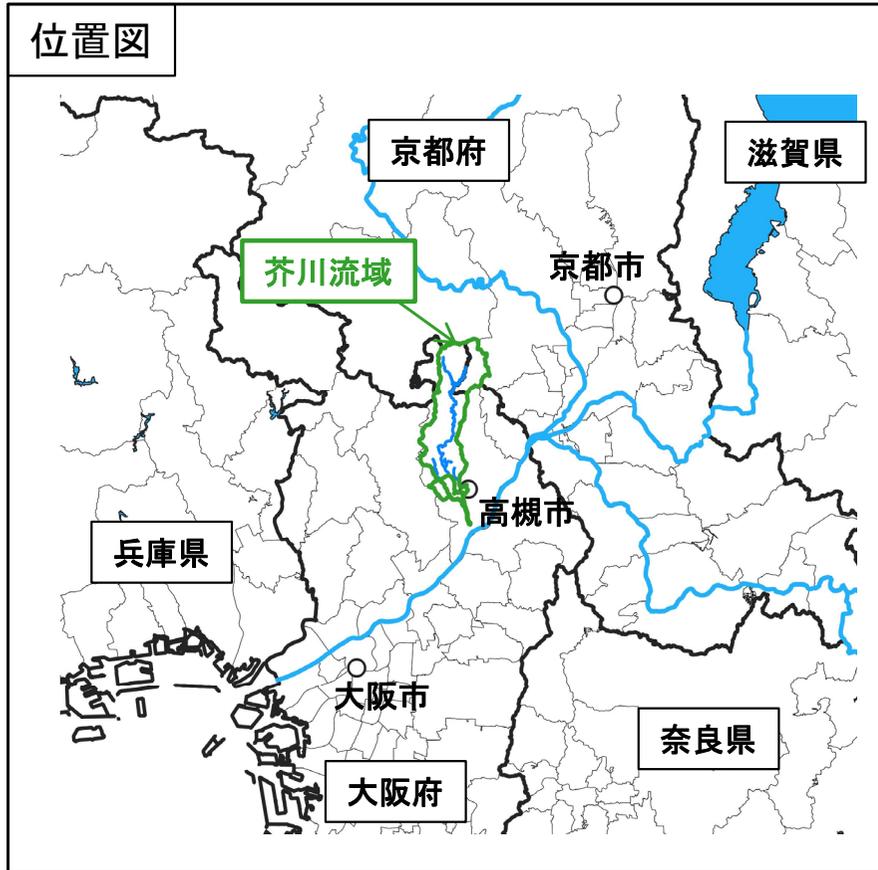
名称	区間	
	上流端	下流端
芥川	左岸 京都市西京区大原野石作町一七五番一 地先 右岸 大阪府高槻市大字中畑小屋ヶ谷十五番地先	淀川への合流点
女瀬川	左岸 大阪府高槻市大字奈佐原百六十五番一 地先 右岸 大阪府高槻市大字奈佐原百十五番地先	芥川への合流点
真如寺川	左岸 大阪府高槻市浦堂二丁目六百八十五番三 地先 右岸 大阪府高槻市浦堂二丁目七百三十四番九 地先	芥川への合流点
西山川	大阪府高槻市塚脇二丁目千三百三十五番三 地先	芥川への合流点
東山川	大阪府高槻市宮之川原元町千九百六番七 地先	西山川への合流点
田能川	左岸 大阪府高槻市大字田能小字永田千八百 七番地先 右岸 大阪府高槻市大字田能小字飛田四番三 地先	芥川への合流点

## 附則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

# 芥川特定都市河川指定の区域

河川区間：淀川水系芥川等の計6河川  
流域面積：約50.1km<sup>2</sup>  
(高槻市の一部、京都市の一部)



別表

芥川流域水害対策協議会 構成員

○印は会長

大阪府 知事

京都府 知事

高槻市 市長

京都市 市長

○国土交通省 近畿地方整備局 局長

財務省 近畿財務局 管財部長

農林水産省 近畿農政局 農村振興部 農村振興部長

環境省 近畿地方環境事務所 環境対策課長

林野庁 近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所長

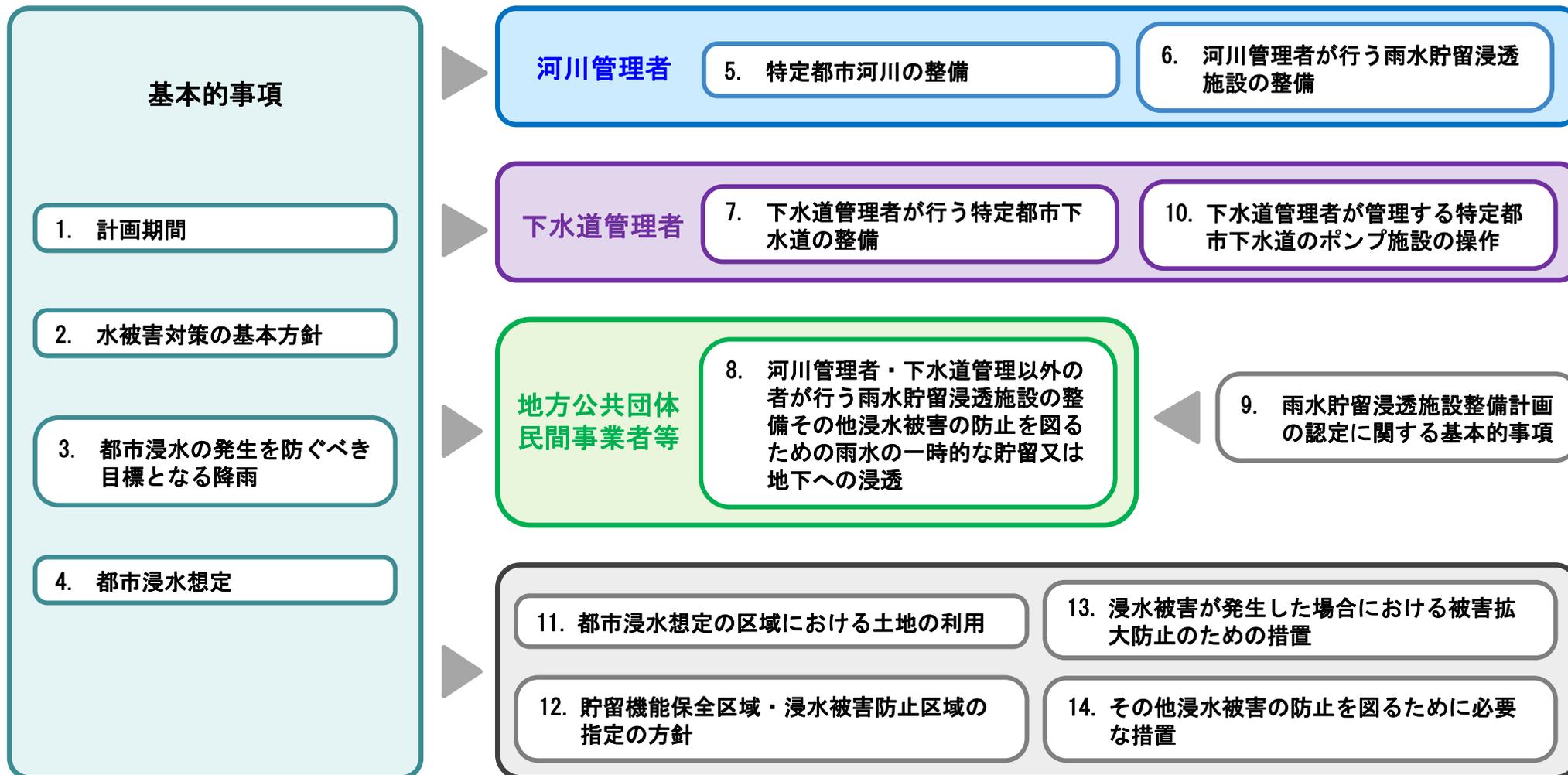
気象庁 大阪管区气象台 気象防災情報調整官

気象庁 京都地方气象台 次長

# 流域水害対策計画の策定

- 特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るために、流域水害対策協議会等における協議を踏まえ河川管理者等が協働して流域水害対策計画を策定。

## 流域水害対策計画に記載する事項（法第4条第2項）



# 流域水害対策計画(素案)の想定

浸水被害の最小化を目指し、芥川流域での流域水害対策として以下のような取り組み例が想定される。

- ① 氾濫を出来るだけ防ぐ・減らす対策 河川・下水道・雨水貯留浸透施設、被災森林の再生
- ② 被害対象を減少させるための対策 貯留機能保全区域、立地適正化計画の修正、防災指針の作成
- ③ 被害の軽減早期復旧・復興の対策 防災教育、マイタイムライン、ワンコイン浸水センサ 等

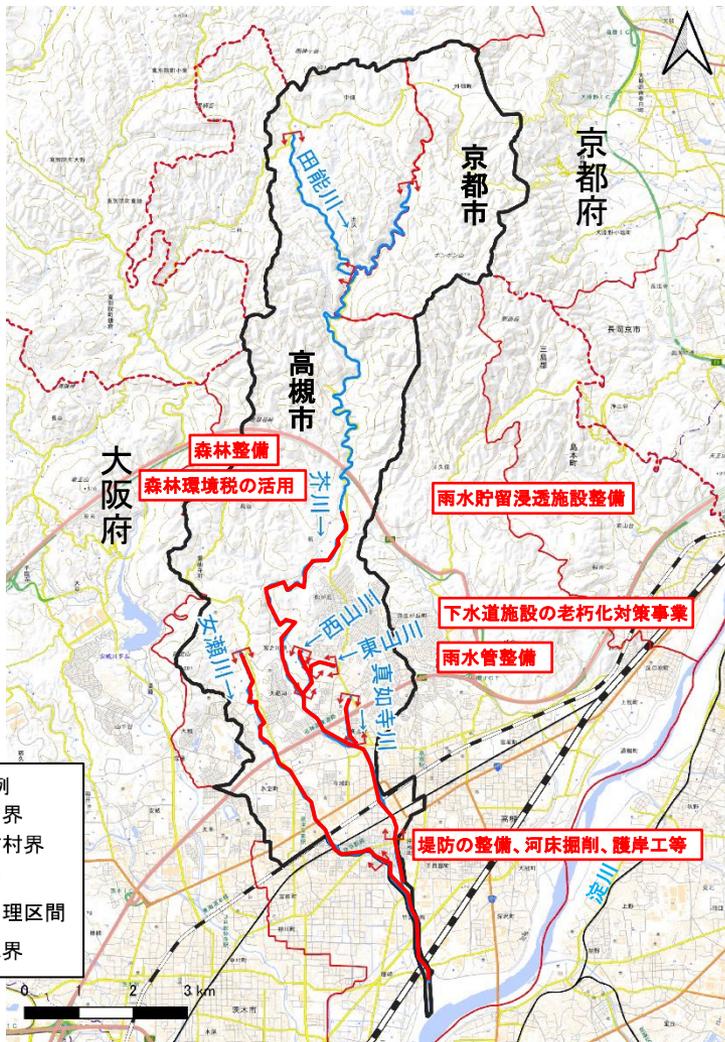
① 氾濫を出来るだけ防ぐ・減らす対策



① 氾濫を出来るだけ防ぐ・減らす対策



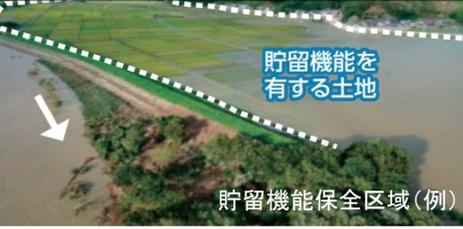
① 氾濫を出来るだけ防ぐ・減らす対策



① 氾濫を出来るだけ防ぐ・減らす対策



② 被害対象を減少させるための対策



③ 被害の軽減早期復旧・復興の対策



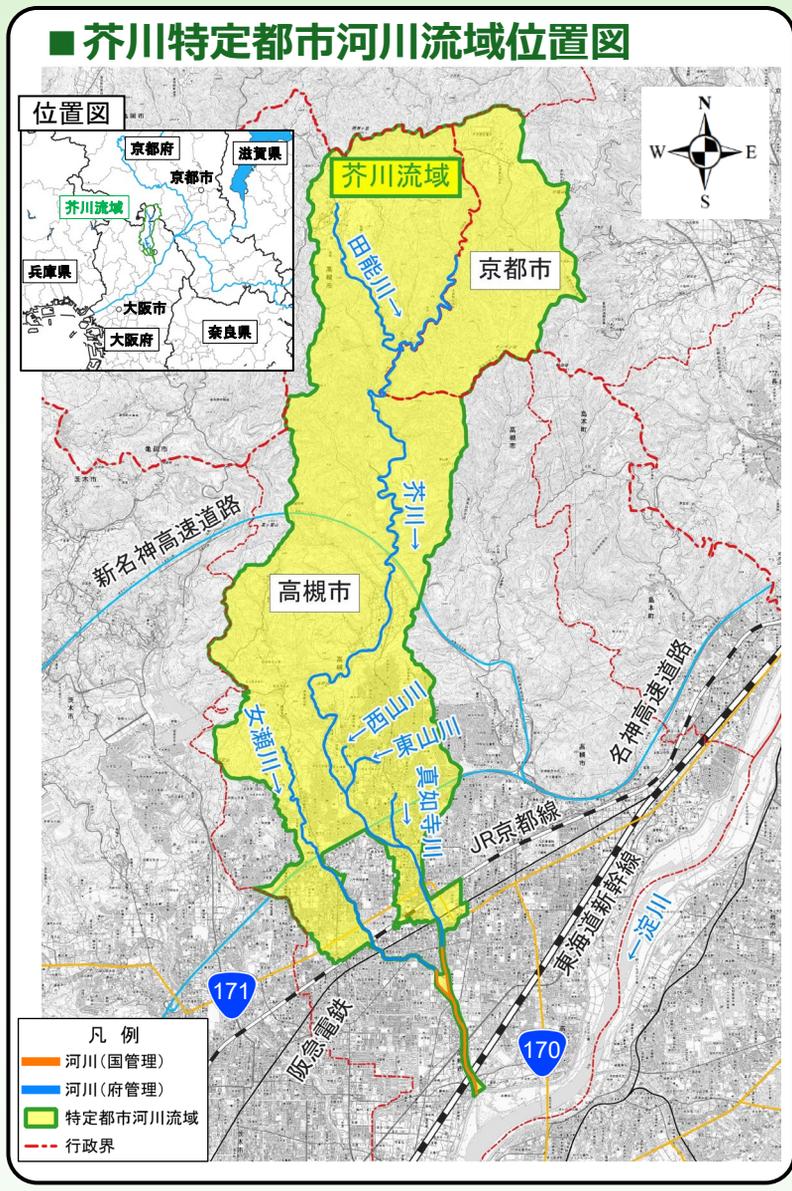
# 芥川流域が「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」に指定されました。

～雨水浸透阻害行為の許可が必要となります～ 令和7年6月20日指定・令和8年4月1日施行

- 芥川特定都市河川流域内の宅地以外の土地で行う、**1,000m<sup>2</sup>以上の雨水浸透阻害行為** (土地の締め固めや開発等により雨水がしみ込みにくくなる行為)は**高槻市もしくは京都市の許可**が必要です。

※許可に伴い設置された雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為についても同様の許可が必要です。

- 許可にあたっては、技術基準に従った**雨水の流出抑制対策**が必要です。
- 申請窓口と事前相談を行ってください。
- 許可が必要となるのは**令和8年4月1日**からです。



例えば **田畑** など締め固められていない土地に**建物**を建てる

● **田畑(耕地)→宅地**

例えば **田畑** など締め固められていない土地に**駐車場**を作る

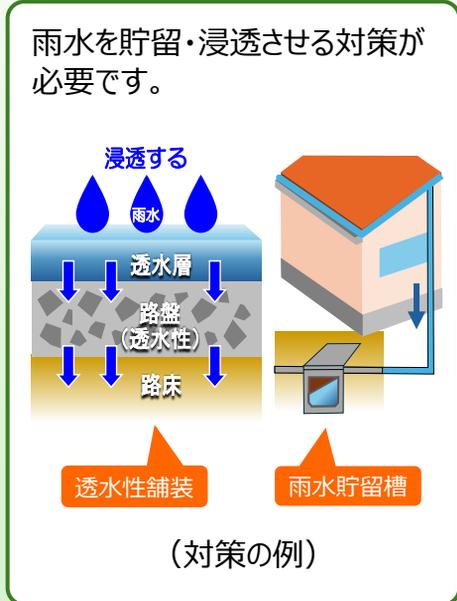
● **田畑(耕地)→駐車場**

例えば **林** など締め固められていない土地に**運動場**を作る

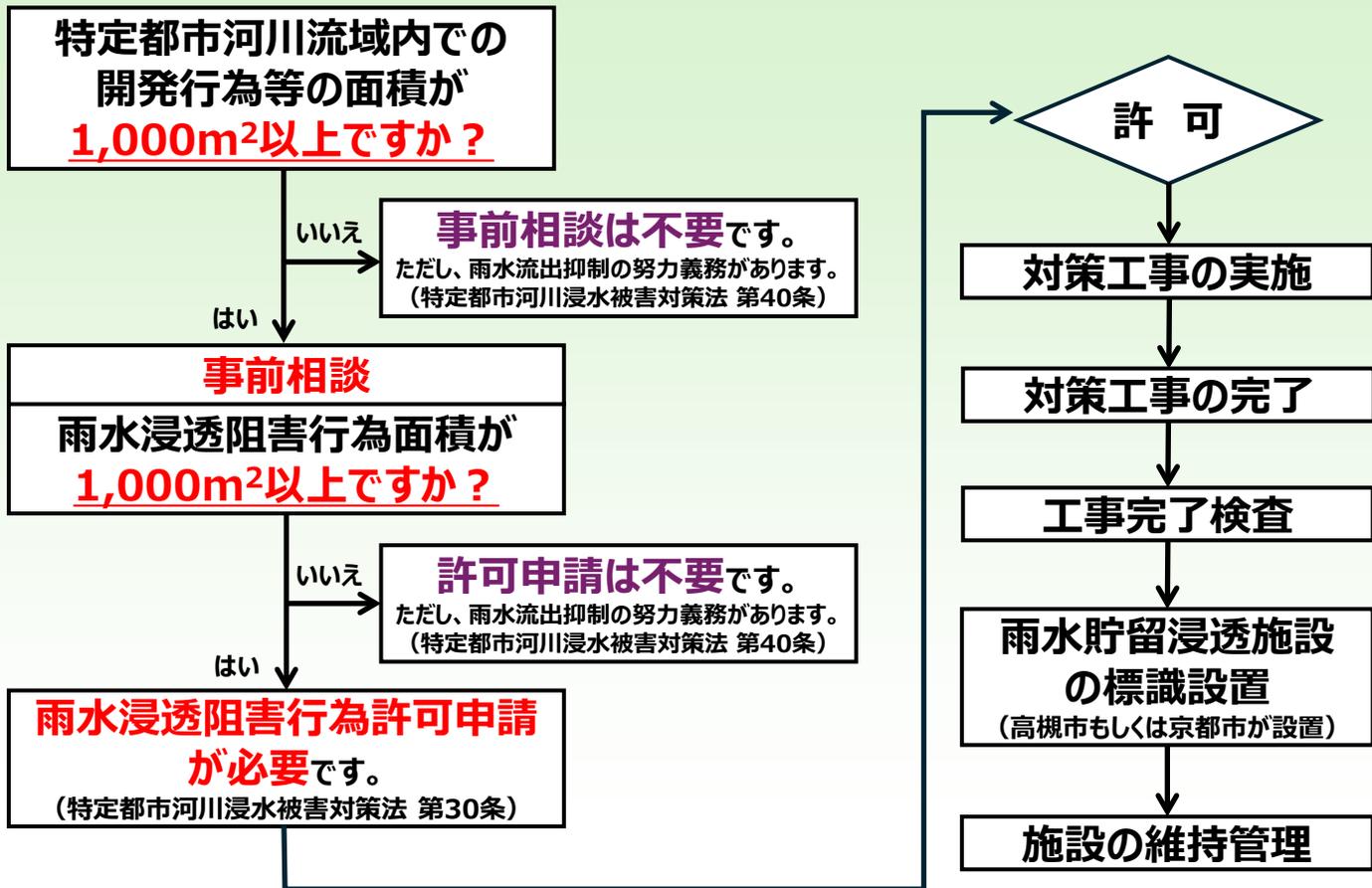
● **林→運動場**

例えば **原野** など締め固められていない土地に**資材置場**を作る

● **原野→資材置場**



# 雨水浸透阻害行為の許可申請フロー



※雨水浸透阻害行為の許可申請は、「開発許可」、「建築確認」、「大規模建設物の建設計画に関する事前協議制度」等の手続きを不要とするものではありません。

※許可を受けずに雨水浸透阻害行為や雨水貯留浸透施設の機能を阻害する行為をした場合等には、罰則（拘禁刑又は罰金）が適用されます。

## ■ 許可申請の受付窓口（高槻市もしくは京都市で受け付けます。）

高槻市・京都市で行う雨水浸透阻害行為の許可はそれぞれ高槻市長・京都市長が行います。

雨水浸透阻害行為に対する雨水貯留浸透施設の設置につきましては申請窓口の担当者と相談をお願いします。

開発地	許可の申請窓口	連絡先 (TEL)
高槻市内	高槻市都市創造部下水河川企画課	072-674-7432
京都市内	京都市建設局土木管理部河川整備課	075-222-3591

## 特定都市河川全般に関するお問い合わせはこちらから

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 流域治水課 連絡先 (TEL) : 072-843-2861

※雨水浸透阻害行為の許可に関するQAにつきましては以下のウェブサイト等も参考にしてください。

<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/pdf/amamizu25.pdf>

